

設定した言語活動を通して育てたい力

○ 大阪空港公害訴訟における環境権の保障を求める住民側と公共の福祉を主張する空港（国）側のそれぞれの立場を考察することができる。

思考力・判断力の育成

- ◇ 学年 第3学年
- ◇ 単元名 日本国憲法と基本的人権
- ◇ 本時の目標 大阪空港公害訴訟における環境権の保障を求める住民側と公共の福祉を主張する空港（国）側のそれぞれの立場を考察することを通して、個人の人権と公共の福祉との関係について考える。
- ◇ 学習の流れ（9時間目/全10時間）

学習活動	指導上の留意事項（◇） （◆「努力を要する」状況と判断した生徒への指導の手立て）	評価規準〔観点〕 （評価方法）											
1 前時までの学習内容を確認する。	◇既習事項である「環境権」と「公共の福祉」について確認させる。												
2 本時の事例を確認する。	◇大阪空港公害訴訟の概要について説明する。 ◇住民側と空港（国）側の主張を予想させる。												
<p>大阪空港公害訴訟（1969年提訴） 大阪国際空港（国営）の離発着路のほぼ真下に住む住民たちが、航空機による騒音、振動など多様な被害を受けているとして、環境権に基づいて夜9時から翌朝7時までの夜間飛行の禁止と過去、将来の被害に対する損害賠償を請求した。</p>													
3 本時のめあてを確認する。	◇本時の学習に対する見通しをもたせる。												
<p>大阪空港公害訴訟において、「環境権（住民側の求める権利）」と「公共の福祉（空港（国）側が主張する権利）」のどちらが優先されたのだろうか。</p>													
4 大阪空港公害訴訟でどのような判決が出たのか考える。	◇裁判の争点である「夜間飛行の禁止」「過去の損害賠償」「将来の損害賠償」のそれぞれについて、住民の訴えが認められたかどうかについて、個人の判断とその根拠・理由を考えさせる。 ◆既習事項である「環境権」と「公共の福祉」を再度確認させ、その視点から考えさせる。 ◇グループで話し合い、班としての判断とその根拠・理由を考えさせる。	<p>考察の視点を明確にし、その視点に基づいて自分の考えをまとめさせましょう。</p> <p>★対立と合意、効率と公正の見方や考え方をを用いることで、現代社会をとらえる見方や考え方を深めることができます。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>判断</th> <th>根拠・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間飛行の禁止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去の損害賠償</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来の損害賠償</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			判断	根拠・理由	夜間飛行の禁止			過去の損害賠償			将来の損害賠償		
	判断	根拠・理由											
夜間飛行の禁止													
過去の損害賠償													
将来の損害賠償													
5 住民側と空港（国）側の立場を考える。	◇班としての判断とその根拠・理由を発表させ、まとめる。 ◇資料を基に切り返しの発問を行い、生徒の考察を揺さぶる。	<p>反論の資料を基に生徒の考察を揺さぶりましょう。</p> <p>★単に発表させるだけではなく、生徒の考察を揺さぶることでより深く考察させることができます。</p>											
<p>〈予想される生徒の考察〉</p> <p>【住民側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法25条で保障されている生存権が認められていない。 ・我慢できないほどの騒音・振動である。 ・住民には幸福追求権（第13条）がある。 <p>【空港（国）側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際空港だから、夜間の飛行はやめられない。 ・公共の福祉だから、住民に我慢してもらうこともある。 ・空港は公共施設であり、多数の利用者の利便性・幸せを考えると住民に我慢してもらう必要がある。 <p>〈生徒の考察を揺さぶる資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港を利用する人々 ・高速道路建設に伴う立ち退き ・圏央道訴訟 ・普天間基地爆音訴訟における損害賠償の支払い判決 ・眺望権の侵害に対する損害賠償の支払い判決 													
6 判決内容を確認する。	◇実際の裁判の判決内容について説明する。												
<p>最高裁判所まで3回の裁判が行われ、夜間飛行の禁止については、裁判所の判断も分かっている。また、過去の損害賠償（住民の過去の被害に対する賠償）はすべての裁判で認められているが、将来の賠償については意見が分かれている。</p>													
7 本時のまとめをする。	◇本時のめあてに対するまとめを考えさせる。												
<p>生徒のまとめ例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どちらか一方の主張が全面的に認められたわけではなく、個人の人権も公共の福祉のどちらも尊重されている。互いの権利を尊重しあうことが必要である。 													
8 本時を振り返り、次時につなげる。	◇現在の関西国際空港の環境への対策について説明する。	<p>・個人の人権と公共の福祉との関係について、双方を尊重する視点から考え、説明している。 〔思考、判断、表現〕 （ワークシート）</p>											